

令和9年度 鳥取県立学校実習助手採用候補者名簿登載に関する留意事項

- 1 A登載者となったあなたを令和9年度本県立学校の実習助手として正式に採用します。
- 2 採用に係る具体的な配置校等の連絡は、令和9年3月中旬頃までに電話（志願書記載の連絡先あて）で行います。
- 3 名簿登載の有効期限は、令和10年3月31日までとします。
- 4 名簿登載を辞退する場合（採用を希望しない場合等）には、必ず別添1の「名簿登載辞退届」を、事由が生じた後、速やかに提出してください。（この場合、他の提出物は提出不要です。）
- 5 令和9年3月31日までに、「令和9年度鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験実施要項」に掲げる受験資格を失った場合には、名簿登載を取り消します。
また、あなた自身の責めに帰すべき事由により、名簿登載を取り消さざるを得ないときは、改めて通知します。
- 6 提出物について
 - (1) 最終卒業学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（原本）
令和8年11月27日（金）までに提出してください。
 - (2) 調査票
初任給決定の資料としますので、別添2「調査票」を令和8年11月27日（金）までに提出してください。
 - (3) 勤務地希望等調書
別添3の「勤務地希望等調書」に必要事項を記入の上、令和8年11月27日（金）までに提出してください。
 - (4) 誓約書（特定性犯罪事実該当者でないことを誓約するもの）
令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことを誓約するため、別添4「誓約書」を令和8年11月27日（金）までに提出してください。
 - (5) 上記（2）で提出する調査票に、鳥取県公立学校教職員以外の職歴等がある場合には、以下のとおり各証明書の原本を令和8年11月27日（金）までに提出してください。

学歴・証明書等	証明書
鳥取県公立学校教職員 <u>以外</u> の職歴 ・民間企業 ・官公庁 ・私立学校 ・国立学校 ・県外公立学校 ・地方公共団体 等	在職証明書
留学歴	在学証明書
青年海外協力隊等派遣	派遣証明書

7 採用に伴う住居移転等に係る費用の支給について（赴任旅費・出頭旅費）

- 鳥取県内で勤務する地区（東部・中部・西部）の連絡後（2月下旬頃まで）から原則採用後5日以内（扶養親族については1年以内）までに、採用に伴い、旧居住地から新居住地に移転した場合に、転居費（引越代）、着後滞在費、家族移転費を支給します（赴任旅費）。
- 採用に伴い、配置校で勤務に服するために必要となる旧居住地から配置校までの旅費を支給します（出頭旅費）。
- いずれも、採用後に学校を通して手続きを行います。特に、赴任旅費については必要書類を事前に準備する必要がありますので、ご注意ください。必要書類等詳しくは、別紙「赴任旅費の取扱い」をご確認ください。

8 連絡・送付先

鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課
〒680-8570
鳥取市東町一丁目271番地
高等学校人事担当 電話：0857-26-7787

提出書類を送付する際には、封筒の表に「実習助手採用提出書類在中」と朱書きすること。